

規制の事前評価書

政策の名称	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 24 条に定める協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対する秘密保持義務の新設
法令（案）の名称	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（仮称）
担当部局	内閣府男女共同参画局（参事官：畠山 貴晃）
評価実施時期	平成 26 年 10 月

1 政策の名称

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 24 条に定める協議会（以下「協議会」という。）の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対する秘密保持義務の新設

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に秘密保持義務を課すことにより、協議会における積極的な意見交換等を促進させるとともに、協議会で取り扱う個人又は個別の事業主を特定し得る情報や、事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報等の漏えいによる損害の発生を防止する。

(2) 規制の内容

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対し、当該事務に関して知り得た秘密を保持する義務を課す。

(3) 規制の必要性

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、個人又は個別の事業主を特定し得る情報や、事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報等に触れることが想定されることから、規制の目的の達成のためには、当該事務に関して知り得た秘密を保持する義務が必要である。

(4) 法令（案）の名称とその内容

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（仮称）

急速な少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則、基本方針、事業主の行動計画の策定等について定める。

3 想定される代替策

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対し、当該事務に関して知り得た秘密を保持する義務を課さない。

なお、上記以外に想定できる代替案としては、協議会の構成員を、他の法令において秘密保持義務を課されている者に限定する案が考えられるが、この場合、女性活躍推進に取り組む事業主の団体や学識経験者など、女性の職業生活における活躍の推進に関して重要な役割を担うと考えられる主体が協議会に参加できなくなり、協議会の目的を達成できなくなるおそれがあることから、これを採用することはできない。

4 規制の費用・便益

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

特に遵守費用は想定されない。

<代替案>

特に遵守費用は想定されない。

【行政費用】

<本対策案>

特に行政費用は想定されない。

<代替案>

特に行政費用は想定されない。

【その他社会的費用】

<本対策案>

その他社会的費用として増加する費用は想定されない。

<代替案>

その他社会的費用として増加する費用は想定されない。

② 便益

協議会で取り扱う個人又は個別の事業主を特定し得る情報や、事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報等を保護することにより、これらの情報の悪用や風評被害の発生を防ぐとともに、協議会に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。

代替案では、秘密保持義務が課されないことから、協議会で取り扱う個人又は個別の事業主を特定し得る情報や、事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報等が公にされ、こうした情報が悪用されたり、風評被害が発生したりする可能性や、協議会に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が本法案よりも高い。

5 政策評価の結果

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対する秘密保持義務を課すことにより、協議会で取り扱う個人又は個別の事業主を特定し得る情報や、事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報等を保護し、これらの情報の悪用や風評被害の発生を防ぐとともに、協議会に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。また、本法案では秘密保持義務を課すことによる新たな費用が想定されていない。

また、代替案を採用した場合、秘密保持義務が課されないことから、協議会で取り扱う個人又は個別の事業主を特定し得る情報や、事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報等が公にされ、こうした情報が悪用されたり、風評被害が発生したりするおそれや、協議会に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられないおそれがある。

こうした点を勘案すると、秘密保持義務を課することが適当である。

6 有識者の見解その他関連事項

本条と同様の規定は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 19 条、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 24 条等に設けられている。

7 レビューを行う時期又は条件

本法案では、法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。